

序 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 28 年 3 月に「香川県水産業基本計画（目標年度：令和 2 年度）」を策定し、「魅力ある水産物の生産・流通・販売で元気な浜の復活」を基本目標に、「消費者の五感が求める水産物の生産と消費拡大・販売強化」と「元気な漁業者の育成と生産力を高める漁港・漁場の創造」に取り組んできました。

この間、漁業者の減少や高齢化の進行が一層進むとともに、生産資材や原材料の高騰などによる漁業コストの上昇、漁場環境の変化等による生産量の減少などの問題に直面しているほか、令和 2 年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水産物の消費が低迷するなど、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、平成 30 年度以降、水産業の成長産業化をめざした水産政策の改革が進められており、大きな変化も生じています。

こうした中、本県水産業・漁村を将来にわたり持続的に発展させていくため、水産業を取り巻く状況の変化や課題等を検討し、本県水産行政の進むべき基本的方向を示す、新たな基本計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県水産業の基本方針として、県の総合計画等との整合性を図りつつ、本県水産業のめざす基本的方向、施策の展開方向を示すものであり、次のような役割を持ちます。

- 水産行政に関するすべての分野を対象として、重点的に取り組む施策を総合的、体系的に整理したもの
 - 漁業者に対しては、県の基本的方向を明らかにすることにより、水産行政に対する理解、協力と主体的な取組みを促進するもの
 - 県民に対しては、水産業・漁村の役割や必要性について理解を深め、水産物の消費拡大や都市漁村交流等、水産業の振興に対し積極的な協力を期待するもの
 - 基本目標や基本方針等について、漁業者、水産関係団体、市町、加工・流通・小売業界、消費者などと共有し、相互に連携・協力しながら、その実現に取り組むもの
- なお、本計画は「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組みに位置付けています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県水産審議会において実施します。